

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースの関係で適切である	8	国の定めた基準以上の広さを確保し、スペースは利用児童の特性に応じて適切に配置・利用しております。	
	2	職員の配置数は適切である	8	配置基準以上の職員数を配置し、専門職員も配置しております。	
	3	生活空間は、児童にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	8	事業所入り口にはスロープがあり、事業所内はほぼフラットでバリアフリーになっております。活動しやすいよう各部屋で用途を分け、また視覚的にも用途が分かるよう工夫をおこなっております。	
	4	生活空間は、清潔で心地よく過ごせる環境になっている。また、児童達の活動に合わせた空間となっている	8	日々、清掃や消毒をおこない、清潔な空間を整えております。生活空間、遊ぶスペース、療育スペースが完全に分かれており、児童が活動によって切り替えられるようになっています。	
	5	必要に応じて、児童が個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっている	8	必要に応じて個々の部屋に移動したり、パーテーションを使い、空間を区切って集中できる環境を整えております。	
業務改善	6	業務改善を進めるためPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	8	目標設定と振り返りを全職員でおこない、業務改善につとめております。また月1回のリフレクション会議にて意見を出し合い、振り返りをおこなっております。	
	7	保護者様向け評価表を活用するなどによりアンケート調査を実施して保護者様の意向等を把握し、業務改善につなげている	8	年に一度、保護者様にアンケートを依頼し、いただいたご意見を職員間で検討し、課題や改善策を話し合い、業務改善につなげております。	
	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげている	8	月に一度リフレクション会議を設け業務について振り返りをし、意見を出し合い業務改善につなげております。	
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	8	現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されている	8	年間計画に沿った定期的な研修を実施し、職員の資質の向上につとめております。	
適切な支援の提供	11	適切に支援プログラムが作成、公表されている	8		支援プログラムを作成し、令和7年度に向けた公表準備をしております。
	12	個々の児童に対してアセスメントを適切に行い、児童と保護者様のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	8	より良い支援のために保護者様や利用児童のニーズを最大限にいかせるよう、支援計画を作成しております。	
	13	放課後等デイサービス計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、児童の支援に関わる職員が共通理解の下で、児童の最善の利益を考慮した検討が行われている	8	個別支援計画作成前に支援会議を行い、対象児童について話し合い、共通理解の元、検討をおこなっております。	
	14	放課後等デイサービス計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われている	8	一人ひとりの支援計画内容は全職員に周知・共有し、個々の計画に沿った支援を提供しております。	
	15	児童の適応行動の状況を標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認している	8	標準化されたアセスメントツールを使用し保護者様のご意見・ご要望、利用児童の状況を漏らすことなく聞き取るようつとめております。	
	16	放課後等デイサービス計画には、放課後等デイサービスガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、児童の支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	8	各支援内容から児童・保護者様に必要な支援内容を選択し、児童の様子、保護者様の意向に沿った具体的な支援計画を作成しております。	
	17	活動プログラムの立案をチームで行っている	8	児童発達支援計画に沿って、職員間で意見やアイデアを出し、プログラムを立案しております。	
	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	8	基本的には習慣化と定着を目指した繰り返しの活動を実施し、同時に児童の発達に応じた個別の活動を考案し活動プログラムを工夫しております。	
	19	児童の状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ児童発達支援計画を作成し、支援が行われている	8	児童の課題に合わせて個別活動と、集団活動の目標設定をおこない、支援計画を作成しております。	
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っている	8	職員用の掲示板にその日の利用児童の情報や役割分担を掲示し、全員で共有しております。必要に応じて、その日の支援内容や利用児童の課題や気づき等の情報共有をし、相談し合っております。	
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	8	支援終了後、全員での打ち合わせが難しい場合は翌日のサービス開始前に前日の振り返りをおこなっております。また、連絡ノートを活用し気付いた点の情報を共有しております。	
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証改善につなげている	8	日々、経過記録を記入し、気になったことは職員間で周知したり、連絡ノートを活用して支援の検証や改善に取り組んでおります。	
	23	定期的にモニタリングを行い放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っている	8	定期的にモニタリングを実施し、支援計画の見直しをおこなっておりますが、状況に応じては緊急のモニタリングをおこない、状況にあった早急な見直しをおこなうこともあります。	
	24	放課後等デイサービスガイドラインの「4つの基本活動」を複数組み合わせ支援を行っている	8	ガイドラインに沿い、支援に必要な活動を組み合わせ支援の設定に努めております。	
	25	児童が自己選択できるような支援の工夫をすすめている等、自己決定を促す力を育てるための支援を行っている	8	余暇時間では自分の好きな活動を選び過ごす時間を確保しています	
関係機関や保護者様との連携	26	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、その児童の状況をよく理解した者が参画している	8	対象児童について事前に職員間で話し合い、状況把握のうえで児童発達支援管理責任者が担当者会議に参加しております。	
	27	地域の保健、医療(主治医や協力医療機関等)、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えている	8	関係機関と積極的に情報共有や相談をおこない、連携した支援ができるようつとめております。	
	28	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、児童の下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っている	8	送迎時や電話連絡、行事表をいただくなど、できるかぎり情報共有につとめており、急な変更にも相互に連絡が取りあえるように、日頃の連携を行っております。	
	29	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	8	保護者様のご意向を確認したうえで、各関係機関との情報共有と相互理解に努めております。	
	30	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所等へ移行する場合は、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	8	該当する利用児童がないため、提供にはいたっておりません。	
	31	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要等に応じてスーパーバイスや助言や研修を受ける機会を設けている	8	現在、児童発達支援センターや専門機関との連携までにはいたっておりません。	今後は関係機関との連携を目指し、研修や助言を求めてまいります。
	32	放課後児童クラブや児童館との交流など外部との活動する機会がある	8	個人情報の関係もあり、活動する機会が実現できていませんが、保護者様のご意向を踏まえつつ、必要に応じて、今後検討してまいります。	児童の現状や保護者様のご意見を踏まえて、交流会等の機会を検討してまいります。
	33	(自立支援)協議会等へ積極的に参加している	8	自立支援協議会へは参加させていただいております。	
	34	日頃から児童の状況を保護者様と伝え合い、児童の発達状況や課題について共通理解を持っている	8	送迎時や連絡帳にて活動の様子などをお伝えし、児童の発達状況や課題について共通理解につとめております。	
	35	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族への参加できる研修の機会や情報提供等を行っている	8	保護者様の子育てのお悩みやご家庭で実践しやすいう対応方法の提案や助言をおこなっております。	
保護者様への説明責任等	36	運営規程、支援プログラム、利用負担等について丁寧な説明を行っている	8	契約時に運営規程、利用者負担等について丁寧な説明に努めています。また、質問やご不明点がないかなどを確認しながら進めています。	
	37	放課後等デイサービス計画を作成する際には、児童や保護者様の意思の尊重、児童の最善の利益の優先考慮の観点も踏まえて、児童や保護者様の意向を確認する機会を設けている	8	児童発達支援管理責任者が保護者様に面談をおこない、意向を確認する機会を設けております。	
	38	「放課後等デイサービス計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者様から放課後等デイサービス計画の同意を得ている	8	児童発達支援管理責任者が保護者様へ支援計画を示しながら支援内容の説明をおこない、保護者様の同意が得られてから署名・捺印をいただいております。	
	39	家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要に応じて助言を行っている	8	お悩みのご相談があった場合は、その都度助言をおこなっております。また、いただいたご質問やその場での回答が難しい内容は一度持ち帰り、迅速な対応を心がけています。	
	40	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者会等と交流する機会を設ける等の支援を行っている	8	今年度は保護者会の機会はありませんでした。	保護者様のご意見やうかがいながら保護者様の交流会の機会を検討してまいります。
	41	児童や保護者様からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者等に迅速に、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	8	児童や保護者様からの申し入れには適切に対応し、解決に向けて迅速・適切な対応ができるように配慮しております。	
	42	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を児童や保護者様に対して発信している	8	定期的に「COMPASS だより」を発行しております。連絡帳のカレンダーには療育の様子、遊びの様子、行事の様子を掲載しております。またHPやSNSで事業所の活動内容をご紹介しております。	
	43	個人情報の取扱いに十分留意している	8	個人情報に対する書類は鍵付き書庫で保管し情報流出がないように取り扱いは慎重におこなっております。また、写真や動画の撮影が必要な場合は事前に保護者様に許可をいただいております。	
	44	障がいのある児童や保護者様の意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	8	児童や保護者様の状況や特性などを把握したうえで、口頭だけでなく特性に合わせて方法意思疎通や情報伝達をおこなっております。	
	45	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	8	今年度は実施しておりません。	今後は保護者様のご意向をうかがいながら、地域の働きかけを検討してまいります。
非常時等の対応	46	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	8	各マニュアルは事業所に掲示して保護者様にご案内しております。また、定期的な訓練も実施しております。	
	47	業務継続計画(BCP)を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行っている	8	地震、火災、風水害、不審者対応マニュアルを策定し事業所内に掲示しており、定期的な訓練も実施しております。	
	48	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の児童の状況を確認している	8	アセスメント時に保護者様から服薬や発作時の対応について詳細をうかがい、全職員で共有しております。	
	49	食物アレルギーの指示書に基づく対応がされている	8	初回アセスメント時に保護者様に確認をおこない、利用児童のアレルギーについては全職員が把握し、適切な対応につとめてまいります。	
	50	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われている	8	年間計画を立て、事業所の点検や避難訓練をおこなっております。また、PCDAサイクルの観点から定期的に安全計画の見直しを、必要に応じて変更もおこなっております。	
	51	児童の安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づき取組内容について、家族等へ周知している	8	災害時の避難場所や、児童の受け渡し場所、連絡先などお知らせしております。また、避難訓練の様子などは、おたよりにてお知らせしております。	
	52	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討している	8	ヒヤリハット事例が生じた場合、直ちに全職員で状況の確認・分析をおこない再発防止と事故の未然防止につとめております。	
	53	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	8	事業所内で職員研修を実施し、虐待防止について周知につとめております。	
	54	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、細密的に決定し、児童や保護者様に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	8	利用契約書では、原則として身体拘束は禁止となっておりますが、止むを得ず必要な場合には、保護者様に十分なお説明をおこない、承諾を得て支援計画に記載するようになっています。	